

総務文教委員会記録

1 日 時 令和5年6月27日（火曜日）

開 会	午前10時07分
休 憩	午前11時44分
再 開	午前11時46分
休 憩	午後 0時00分
再 開	午後 2時07分
休 憩	午後 2時58分
再 開	午後 3時25分
閉 会	午後 3時51分

2 場 所 第 1 委 員 会 室

3 出席委員 9人

委員長	松 井 邦 人
副委員長	金 岡 貴 裕
委 員	飯 山 勝 彦
//	東 篤
//	松 尾 茂
//	金 厚 有 豊
//	鋪 田 博 紀
//	赤 星 ゆかり
//	柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

5 説明のために出席した者

【企画管理部】

部長	前田 一士
法務指導監	福島 武司
理事（ガラス美術館長）	土田 ルリ子
部次長	刑部 博規
部次長（行政改革・公共施設再編・人事管理担当）	関谷 雄一
情報企画監	小倉 康男
参事（政策秘書担当）	本郷 由佳
参事（企画調整課長）	高橋 洋
参事（文化国際課長）	豊島 栄治
参事（婦中ふれあい館長）	宮前 仁
行政経営課長	岸 聡之
文書法務課長	東福 光晴
職員課長	竹内 孝
秘書課長	植野 聡希
広報課長	栗山 朋子
情報システム課長	中川 哲也
スマートシティ推進課長	越村 真
ガラス美術館次長	水原 秀樹
職員研修所長	舛田 恵美
公文書館長	木下 満
富山外国語専門学校事務長	横越 純
富山ガラス造形研究所事務長	佐伯 緑子
企画調整課主幹（調整担当）	堀 友彰

【防災危機管理部】

部長	中村 敏之
部次長	増山 和弘
部次長（生活安全交通・防災危機管理担当）	浅野 丈晴
参事（少年指導担当）	小善 誠
防災危機管理課長	山口 敬
生活安全交通課長	廣瀬 康之
防災危機管理課主幹（調整担当）	大浦 寛之

【教育委員会】

事務局長	砂田 友和
理事（事務局次長（総務・社会教育担当））	古西 達也
事務局次長（学校教育担当）（教育センター所長併任）	竹脇 孝志
図書館長	越野 伸二
科学博物館長	水高 清志
民俗民芸村管理センター村長	若木 佳之
参事（郷土博物館長）	坂森 幹浩
教育総務課長	青山 哲也
学校再編推進課長	山口 雅之
学校施設課長	高瀬 雅基
学校教育課長	福満 弘信
学校保健課長	由水 正恵
生涯学習課長	加藤 孝一
教育行政センター所長	片山 尚之
埋蔵文化財センター所長	堀沢 祐一
市民学習センター次長	寺島 優子
教育総務課主幹（調整担当）	仙石 正明

【財務部】

部長	牧田 栄一
部次長	石金 俊介
部次長（税務担当）	笠間 信行
参事（資産活用担当）	高場 英人
参事（債権管理担当）	加藤 康博
財政課長	中山 武史
管財課長	高道 伸治
契約課長	高波 宏明
工事検査課長	坂井 義隆
納税課長	瀬川 智行
市民税課長	大島 聡
資産税課長	小川 徹雄
債権管理対策課長	川崎 隆人
財政課主幹（調整担当）	原城 禄充

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課議事係長	土方 智樹
議事調査課主任	田伏 由佳
議事調査課主任	杉林 睦美

7 会議の概要

- 委員長 ただいまから、令和5年6月定例会の総務文教委員会を開会いたします。
審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、松尾委員、鋪田委員を指名いたします。
これより、企画管理部所管分の議案の審査を行います。
議案第85号 富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。
- 職員課長 〔議案書及び議案説明資料により説明〕
- 委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。
- 赤星委員 新型コロナウイルス感染症が五類感染症に変更されましたけれども、これまで防疫等作業に従事していらっしゃる職員の方々の対応方法は、大きく変わっているのでしょうか。
- 職員課長 対応方法の変更につきましては、こちらでは承知しておりません。
- 委員長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第85号の討論に入ります。
討論はありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第85号を採決いたします。
本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって、本案件は原案可決されました。
以上で、企画管理部所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、当委員会に付託されました
令和5年分陳情第6号 情報開示による費用の改善
を求める陳情
を議題といたします。
陳情文書表は、お手元に配付のとおりであります。
まず、事務局に陳情文を朗読させます。

事務局 〔陳情文を朗読〕

委員長 次に、本陳情について、当局の見解を求めます。

文書法務課長 本陳情に対する所見を述べるに当たり、陳情に書かれている事実関係の有無や、その具体的な内容について申し述べることは、陳情人のプライバシーを侵害するおそれがあることから、差し控えたいと考えております。
その上で、情報公開制度における費用負担の考え方を一般論として述べた後に、本陳情についての所見を申し述べさせていただきます。
情報公開制度は、富山市情報公開条例に基づき、具体的な制度として市の保有する公文書について広く公開請求権を保障するものでございます。
この公開事務の流れについては、情報公開の窓口である文書法務課において公開請求書を受理した後、実施機関が公開または非公開の決定をして、公開決定した場合の公文書—こちらは一部公開決定も含めますが—について、後日、請求者が閲覧または写しの交付を受けるという流れになっています。
市では、公文書公開請求に係る手数料については無料としております。
一方で、公文書の写しの交付を希望された場合は、写しの作成に要する費用を請求者に実費負担してい

ただいております、白黒コピーが1枚10円、カラーコピーは1枚50円と定めております。

情報公開制度において公文書の交付に実費の負担を求める趣旨は、特定の者が行政サービスを利用して利益を受けた場合、その受益の限度において受益者の負担により賄うという受益者負担の考え方に基づいております。

次に、公開決定に対する不服申立人から審査請求があった場合の流れにつきましては、まず、実施機関から富山市情報公開審査会へ諮問がなされ、同審査会で審議をし、答申がなされることとなります。

そこで、仮に審査会で実施機関の決定を取り消す旨の答申がなされた場合は、実施機関は裁決により処分の取消しを行い、不服申立人に対してその旨を文書で明らかにするとともに、後日、文書の開示が可能であること、さらに、本人が希望すれば実費により写しを交付するという事をお伝えしております。以上から、本陳情について申し上げますと、公文書公開請求に基づいて実施機関が特定した公文書は、実施機関が一部公開の決定を取り消し、非公開部分を開示したとしても、当初に開示した公文書の非公開部分の判断を取り消すことを決定したまでであります。当初の公文書が陳情にある正確な情報ではないということには当たりませんし、ましてや、市長が正確な情報ではないことを認めただけではございません。

したがって、当該裁決による公開決定処分により非公開部分を開示した文書も、情報公開条例に基づく公開決定処分による公文書であることには変わらず、受益者負担の考え方から、追加で写しをお求めになられた場合は、実費分の費用を御負担いただく必要があるものと考えております。

また、写しを必要とするのかどうかにつきましては、あくまでも請求者の意思に委ねられております、陳情にあるような「市民は二重で金銭を支払わなければならない」といった義務を課すものではないことから、公開文書の交付に係る費用負担を請求者に求める現行の仕組みは適切であるものと考えており

ます。

なお、陳情書に記載されております「第三者の意見などを真摯に受け入れ、今後さらに市民のために情報公開が正確に行われることを望んでいる」という部分につきまして、情報公開制度の趣旨に鑑みて、透明性を図るべく市民に対して市の説明責任を果たしていくということは、これまでも行ってきたところでありまして、今後も制度の適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

委員長 それでは、本陳情についての御意見、またはただいまの当局の説明に対する質疑等はありませんか。

赤星委員 私は、この陳情は本当にもっともだと思っております。ぜひ採択して、富山市情報公開条例に一文を加えてはどうかと思っているのです。
制度としては不備はないとおっしゃいますけれども、多分、本当に知りたかった情報が一部黒塗りされ非公開で出されたのではないかと。不服の審査請求を行ったところ、黒塗りが外されて公開されたということですが、最初に実費負担をされた資料については、その方にとってはもう要らないものになってしまったのですから、本人からすれば二重の負担だということはそのとおりだと思います。
このような場合には、せめて最初に交付された写しはもう不要だということで返金を求めることができるようにするなど、規定を追加できないものかと思うのですけれども、どうでしょうか。

文書法務課長 先ほど所見でも申し述べましたように、公文書公開決定に係る実費負担については、富山市情報公開条例に定めており、公文書の写しの交付を希望された場合には一律的に御負担をいただいているところでございます。
審査請求で裁決により処分の一部が取り消され、最初に交付された写しが無駄になったということについても、交付に伴う実費が発生していることは事実でございますので、費用を頂くことについては適切

なものと考えております。

赤星委員 他の自治体で私が提案したような規定があるところはないのでしょうか。

文書法務課長 他の自治体におきましても、条例で写しの交付に係る費用負担を定めていることが通常でございます。その場合、条例で費用負担を解除する規定を設けない限り、減額や免除はできないと考えております。全ては把握しておりませんが、少なくとも近隣の県や中核市では、費用負担の減額や免除の規定を設けている例はないものと承知しております。

赤星委員 この陳情人の方が写しを何枚取られたのかは分かりませんが、少ない枚数ならば何十円か100円程度で済むかもしれませんが、もし何百枚という数でこのようなことが起きたら、ものすごく大きな負担になってしまいます。公文書の買取りに係る費用の考え方を見直すことを求める陳情ですから、私はこれを採択すべきだと思います。

鋪田委員 もう一度事実確認をしたいのですが、情報公開請求があったときに最初に出された資料については、内容は誤っていませんでしたが、審査請求の後、富山市情報公開審査会の決定に基づいて公開範囲を変えたものを出されたと。つまり、内容に不備があって、それを変えたものを再度出されたのではなくて、あくまでも同一の文書の中で、公開範囲が見直されて出されたということによろしいのでしょうか。

文書法務課長 陳情人が匿名で書いておられることから、臆測で申し上げることは控えなければならないと思っております。ですから、具体的にどの件を指しているのかということも申し上げることは避けなければなりませんけれども、もともとの公文書自体を取り違えていたと

ということであれば話は全く別ですが、審査請求がなされ、一部分の決定が取り消され、もともとの公文書の一部が非公開から公開になるということは、通常としては考えられるものだと認識しております。

鋪田委員 情報公開制度の趣旨から、特定の者が受ける利益に対して受益者負担が発生するため、公文書の公開そのものに料金がかかるのではなくて、写しの交付を希望された場合に実費負担が発生すると。また、恐らくですが、最初に誤った資料が出され、その後には訂正された資料が出されたわけではなくて、審査会の決定に基づき公開範囲を見直されたものが出されたということから、市としては条例に基づいて事務を執り行ったということがはっきりと分かりました。したがって、現行の制度に基づいて事務が適切に執り行われたと考えられます。また請求人の方が情報公開請求をされて、その公開範囲に対して不服があるということであれば、審査請求をすることができますし、審査会ではそれを審議する機能を持っていると。この方は再度公開請求をされて、写しの交付を希望されて実際に交付を受けたということからも、特段問題はなかったと考えますので、この陳情を採択とすることは適切ではないと考えております。

東委員 陳情文書表の中で、市長も正確な情報ではないことを認めたという記載がありますが、この点に関してはどのように理解していらっしゃるのでしょうか。

文書法務課長 恐らく、当初、一部公開決定で交付した公文書について、裁決により一部公開決定の処分の取消しがなされたということをもって、当初の資料は正確な情報が記載されていなかったと主張されているものと推測されます。
そして、処分の取消しをしたことをもって、市長も正確な情報ではないことを認めたと受け取っておられるのではないかと推測しております。

東委員 ということは、市長も正確な情報ではないことを認

めたという陳情人の主張と市の見解とでは、そこがあると受け止めてよろしいのでしょうか。

文書法務課長 先ほど所見でも申し述べたように、公文書の一部公開決定の処分を取り消し、改めて公開したからといって、当初の公文書自体が不正確な情報だったということにはならないと認識しております。

松尾委員 今、いろいろと答弁を聞かせていただきましたが、制度上は全く問題なかったのだと実感しました。ただ、陳情人の方が市長が間違いを認めたように感じていらっしゃることも事実ですから、陳情人の方の思いをしっかりと理解してあげなければならないと思います。恐らく窓口かどこかで、陳情人から疑問点などを言われたのではないかと予想するのですけれども、どうでしょうか。

文書法務課長 今回の事案が具体的にどのケースに当てはまるのかを臆測で申し上げることは差し控えたいと思いますが、通常、公文書の写しの交付希望は、公開窓口において確認させていただいております。また、請求書においても閲覧という方法を選択することができますので、どのような方法を取られるのかを十分に確認した上で、手続に入らせていただいております。

松尾委員 この陳情人は、二度お金を払うということに疑問を持っていらっしゃるのでは、多分そのこともおっしゃったのではないのかと。ここではそのやり取りを言えないのかもしれませんが、市側の単なる説明不足だったのではないかという疑問があります。しっかりと説明すれば納得していただけたことだと思うので、このような陳情が出てくること自体、避けられたのではないのでしょうか。実際の現場のことは分かりませんが、いかがですか。

文書法務課長 繰り返しになりますけれども、請求者の方がどのような形で情報を求められるのかは、あくまでその請求者の意思に基づいております。

写しの交付を求められた場合も、閲覧を求められた場合も、それぞれの公開方法についてきちんと丁寧に説明させていただいています。その上で、なぜ写しの交付にお金が必要なのかと請求者の方が疑問を持たれるケースもあるかもしれませんが、条例に基づき決められたことを一貫してお願いしております。

松尾委員 制度上は問題ないと感じておりますが、今、お話を聞かせていただいて理解しました。

柞山委員 この陳情人の気持ちは十分に察するところがあると思っておりましたが、今ほど手続上の流れを説明していただきました。写しの交付を希望されていますが、交付を受ける前に文書を読み、それを確認された上で写しが欲しいと請求されたわけで、それが不服であれば、写しをもらわずに再度公開の申請をされればよかったのではないかと判断したのですが一部黒塗りしてあるものを一旦閲覧されているのですか。

文書法務課長 陳情人がどの公文書のことを指しているのかを特定することは差し控えたいのですが、この陳情文書表を見る限り、一部黒塗りされていることについて不服申立てをし、その黒塗りの部分を公開することが決定され、請求者の方に公開されたケースではないかと推定しております。

柞山委員 この請求者は、最初に一部黒塗りされた、納得できない文書の写しを交付された。その後、再度請求し、一部黒塗りが外れた状態の写しを交付されたということですね。

文書法務課長 断定することは避けませんが、この陳情文書表を見る限り、そうだと思います。

柞山委員 もしそうであれば、本人の意思で写しの交付を請求されていますので、納得の上で請求されたものだと私は理解します。公開方法の説明をしたのかどうか

は分かりませんが、今回、このような事案もあったので、今後はしっかりと説明をしていただいて、請求者に誤解を持たせないように配慮してほしいと思います。

赤星委員 手続の確認をしたいのですが、公文書公開請求の際に書く請求書では、公開の方法について閲覧か写しの交付かを選べるようになっていまして、14日ぐらいうると郵送で通知が送られてきます。請求者の方が必ずしも窓口に来られるとは限らず、郵送する場合がありますよね。

文書法務課長 御指摘のとおり、公文書公開請求書につきましては、基本的には市役所3階の市政情報コーナーに設置している公文書の公開窓口にて提出していただくこととなります。ただ、請求者が公開の方法で郵送を希望される場合もございますので、その場合は手続として郵送による交付も認められています。

赤星委員 先に閲覧をしてから、写しが欲しいという流れになるとは限らないと。郵送されたものを開封して初めて見るということもあるのですね。

文書法務課長 公開の方法で郵送を希望された場合、請求の段階で、既に自分の望む文書の写しの交付を受ける前提であると。閲覧の場合は、基本的には市役所で見ただくこととなりますが、郵送を希望される場合については、基本的には写しの交付を前提としたものだと承知しています。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。次に、念のため確認いたしますが、本陳情を継続審査とするとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、引き続き審査を続けます。

これより、令和5年分陳情第6号の討論に入ります。
討論はありませんか。

赤星委員 質問しながら意見も述べましたが、やはりこの陳情人の感じられたことを尊重して見直しをしてほしいと思いますので、これは採択すべきだと思います。

鋪田委員 今ほどの議論の中でもあったように、請求者である受益者の方が本人の意思に基づいて交付を受けると。また、情報公開制度は、公開決定に不服があれば、審査請求を行い、情報公開審査会において審議し、その答申に基づき、実施機関が裁決を行うという制度であるため、答申の結果、当初の開示決定が希望した内容のものではないとして、当初の開示決定が無効であり、料金は発生しないという主張は、情報公開制度そのものを成り立たせなくしてしまうので、私はこの陳情を採択すべきではないと考えます。

委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 これをもって、討論を終結いたします。
これより、令和5年分陳情第6号を挙手により採決いたします。
本陳情は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長 挙手少数であります。
よって、本陳情は不採択とすることに決定しました。
次に、報告案件として提出されている
報告第11号 専決処分報告の件（損害賠償の額を定める件）、
報告第26号 経営状況報告の件（株式会社富山市民プラザ）、
報告第27号 経営状況報告の件（一般財団法人富

山市ガラス工芸センター)、
報告第28号 経営状況報告の件(公益財団法人富
山市民文化事業団)、
以上4件を一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

ガラス美術館次長 〔報告第11号について、
議案書により説明〕

企画調整課長 〔報告第26号について、
議案書により説明〕

文化国際課長 〔報告第27号について、
報告第28号について、
議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

赤星委員 株式会社富山市民プラザの経営状況について、議案
書75ページの2、令和5年度予算の1営業収入に
家賃収入と共益費収入があります。この内訳を教え
ていただけますか。

企画調整課長 家賃収入につきましては、富山市と民間企業とまちな
なか学生シェアハウスの3つで、共益費収入につき
ましても同じです。

赤星委員 どこから幾らの収入があるのか説明いただけますか。

企画調整課長 家賃収入につきましては、富山市が約4億2,00
0万円、民間企業が約3,000万円、まちなか学
生シェアハウスが約1,600万円になります。
共益費収入につきましては、富山市が約1億2,5
00万円、民間企業が約1,300万円、まちなか
学生シェアハウスが430万円です。

赤星委員 昨年6月の総務文教委員会でもお聞きしましたが、

富山市からの収入の内訳として、外国語専門学校や
総曲輪公民館、ホール等に係る金額はわかりますか。

企画調整課長 富山市からの家賃収入につきましては、税抜きで、
市民プラザホール分が約2億3,000万円、市民
学習センター分が約8,200万円、外国語専門学
校分が約9,500万円、総曲輪公民館が約1,5
00万円となります。共益費収入については、税抜
きで、市民プラザホール分が約6,800万円、市
民学習センター分が約2,400万円、外国語専門
学校分が約2,800万円、総曲輪公民館分が約4
50万円となります。

赤星委員 家賃収入のうち、富山市からの収入が占める割合は
どれぐらいになりますか。

企画調整課長 概ね9割です。

赤星委員 営業外収入にコミュニティバスや地場もん屋の運営
補助金などが含まれているという御説明がありまし
たが、その内訳を聞かせていただけますか。

企画調整課長 分かる範囲で申し上げますと、地場もん屋につきま
しては920万円、バス運行につきましては5,2
60万円となっています。

赤星委員 議案書77ページの(2)損益計算書の特別利益と
特別損失はまちなか学生シェアハウスに関連するも
のであるとお聞きしましたが、もう少し具体的に教
えていただけますか。

企画調整課長 まちなか学生シェアハウスにつきましては、企画管
理部の所管ではありませんが、昨年度、国の財源を
入れた上で6,000万円の補助をしたと認識して
おります。
あくまでも会計処理上の話になりますが、6,00
0万円の補助金が入ってきて、それがそのまま支払
いに回るということです。あとは固定資産圧縮損と

ということで、プラスマイナスゼロにするという会計上の仕組みであると聞いております。

赤星委員 まちなか学生シェアハウスの整備には幾らかかっているのですか。

企画調整課長 過去に新聞か何かで見たのですけれども、約1億9,000万円程度だったと記憶しています。

赤星委員 議案書の富山市民プラザの経営状況報告の中で、まちなか学生シェアハウスの資金調達について分かる部分はありますか。

企画調整課長 まちなか学生シェアハウスの資金調達につきましては、存じ上げていません。

東委員 富山市民プラザに関して、議案書79ページの(2)中心市街地活性化に関する事業にいろいろな事業が書かれていますが、アのコミュニティバス「まいどはや」運行事業から、オのエコリンク事業までの全ての事業の実績について、コロナ禍前と同水準に戻ったのでしょうか。

企画調整課長 アのコミュニティバス「まいどはや」運行事業につきましては、料金の改定やルートの変更をしておりますので、実績はそこまで戻っておりません。
イのまちなか賑わい広場(グランドプラザ)運営事業につきましては、令和元年度のイベント実施件数が152件でイベント稼働日数が133日でしたので、コロナ禍前の数字にほぼ戻っております。
ウの地場もん屋総本店運営事業につきましては、令和元年度の売上げが約2億800万円だったのですけれども、今年度は3億円を超えたということで、コロナ禍前よりも売上げは伸びている状況でございます。
オのエコリンク事業につきましては、令和元年度の開催日数が31日間で入場者数が1万780人ということで、ほぼ同数となっております。

- 東委員 コロナ禍前の水準にほぼ戻りつつあるということで、いい傾向だと思えます。カのまちなか学生シェアハウス事業は新規ということで、既に12月から5人が先行入居されており、今年度から本格運営されているということですが、今年度の入居者数や入居率はどのように見込んでいますか。
- 企画調整課長 この事業は株式会社富山市民プラザの事業であるため、特に市が目標を持っているわけではありませんが、お聞きしたところ、約3年後に入居率を約8割の状態にしたいと考えていると。8割ですと26室になりますが、それぐらいを目指していらっしゃるということです。
- 東委員 入居率が少しでも上がったほうが収益値も上がりますので、富山市民プラザと連携を取りながら頑張っていたきたいと思えます。
- 鋪田委員 アのコミュニティバス「まいどはや」運行事業について、ルート変更や運賃の値上げなどの影響で、実績がコロナ禍前の水準まで戻っていないという説明がありました。一方で、去年も総務文教委員会で質問したと思うのですが、双方向ルートになったことで、利便性については確実にアップしていると思えます。ルートにもよりますが、令和3年度から令和4年度にかけて市民の理解が進み、乗降者数が増えたと思われるのですが、何か見解はございますか。
- 企画調整課長 ルートを変えまして、令和3年度の実績は少し落ち込んだのですが、富山市民プラザでも一旦検証のようなことをしようという思いがあったそうです。ただ、コロナ禍であまりにも実績が落ち過ぎたものですから、検証による実績値との比較がちょっとしづらいと。
ルートや料金をすぐに変えることは利用者の混乱を招くことから、社会実験として昨年度も実施されたということです。一定程度定着して、利便性を分かっていたいただいた方も増えてきたという認識であります。

す。

鋪田委員

利便性の向上はしたけれども、沿線にお住まいの方でも、そうなったことを知らない方がまだまだいらっしゃると思いますので、ちょっともったいない話だと思います。

一方で富山市民プラザとしても、今年度、利用者増のために沿線で活動しているスポーツ団体に協賛して、コミュニティバスに乗っていただいてスポーツ大会に出てもらおうという事業を企画されていると聞いております。自治振興会や町内会も含めて引き続き周知を図られるように、富山市民プラザに伝えていただき、利便性の向上をぜひ強く訴えていただくことを要望します。

まちなか学生シェアハウスについては、当初は民間のもの比べてちょっと割高ではないかという意見があった一方で、地域連携の中で、学生にとって得られるメリットが大きく、付加価値としては十分なので、それだけ家賃を取ってもいいのではないかという意見もありました。これは富山市民プラザの事業ではありますけれども、企画管理部としても、学生やまちなかの商店街など、いろいろなものに横串、縦串を刺して市の施策を推進する際のヒントをたくさん得られると思います。まちなか学生シェアハウスと市政の連動について、企画管理部としてどのように支援などを行っていくのかお聞かせいただけますか。

企画管理部長

公共交通機関が便利な地域やまちなかへの居住推進はコンパクトなまちづくりの1つの大きな柱ですが、この事業については、富山市民プラザと富山大学都市デザイン学部の久保田先生がいろいろと議論された中に、富山市も加わってスタートしました。学生は五福地域を中心に居住される方が多く、まちなかに居住される方が少ないという状況の中で、まちなか居住の1つのきっかけになるようにと、富山市民プラザが事業に乗り出されたものです。せっかくまちなかに住んでもらうのですから、地域

の方との連携ということで、いろいろな地域活動に参加してもらおう取組も進めていらっしゃいます。特に、中心部にあるいろいろな企業は、まちなかサポーター制度で学生を応援していこうということで、例えば旧総曲輪小学校跡地にあるグンゼスポーツは、学生の入会金割引制度をつくったり、それ以外にも学生を応援しようという取組をいろいろと行ったりしていらっしゃいます。

富山市として今後どうしていくのかについて、現在は、まちなか住宅家賃助成事業によって本事業の後押しをしています。また、富山駅前C i CビルにあるS k e t c h L a bは、いろいろな企業の方や学生が自由に交流をして、いろいろなアイデアや付加価値を創造、創出するという実験場でありますけれども、学生会員の料金を無料とすることで、学生に集ってもらい、大いに利用していただこうと思っています。

学生がまちなかに住むことによって、にぎわいの創出だけではなく、企業による学生のインターンシップや、まちなかや富山市内の企業での将来的な雇用の促進にもつながっていけばいいなと思っています。この事業を富山市としても応援していきたいと考えています。

柞山委員

議案書85ページの令和4年度事業報告(1)ガラス工芸センター運営事業について、キの富山ガラスラグジュアリーブランド普及拡大事業において、富山アイコニックの新シリーズR i n k aを発表し、日本橋三越本店での展示販売などをされたということですが、販売状況や実績について教えてください。

文化国際課長

富山アイコニックの第2期のR i n k aシリーズにつきましては、令和5年2月に発表させていただきまして、花卉をモチーフに富山で育まれる感性と技術を発信するというコンセプトにして、ガラスの器を計9種類作製しております。まずは、2月11日からガラス美術館で開催しましたガラスの街とやま連携展「T o y a m a G l a

s s X. . . 」に合わせて、ガラス美術館のミュージアムショップで販売いたしました。2月11日から2月28日にかけて、富山アイコニックのR i n k aシリーズ4点で3万9, 000円を売り上げました。また、ガラス作家のほかの作品についても販売しまして、5点で6万1, 000円を売り上げました。

そして2月15日から2月21日まで、日本橋三越本店で「富山アイコニックと春を感じる華やかなガラス展」という展示販売を行いまして、富山アイコニックのR i n k aシリーズ3点で2万8, 000円を売り上げております。

関連事業として、3月にガラス美術館と東京都の保護猫喫茶で「T o y a m a G l a s s の作家たちいぬねこの器展」を開催いたしまして、その際、富山アイコニックのR i n k aシリーズではありませんが、ガラス作家の作品20点で28万6, 000円を売り上げております。

このようなイベントでの販売だけではなく、富山ガラス工房のオンラインショップでも作品を扱っておりまして、非常に好評をいただいているところでございます。

このR i n k aシリーズにつきましては、富山のデザイナーと富山ガラス工房所属の作家を中心に企画いたしまして、三越伊勢丹の高い品質管理を引き継ぎながら、自走する形にチャレンジしているところでございます。

柞山委員

もっと売れているのかと思っていました。富山のガラスを大いに普及してほしいので、いろいろとアイデアを出していただいて取り組んでいただきたいと思います。

東委員

同じく議案書85ページの令和4年度事業報告(1)ガラス工芸センター運営事業について、全体的に対前年比で概ね数値が増えてきており、いいことだと思うのですが、ウのガラスの市民への普及啓発事業のキルンワークについてお伺いします。キルンワ

ークとは、冷えたガラスを組み合わせて電気炉で加熱し、変形・融着させる手法ですけれども、キルンワークの受講者が前年265人に対して165人と、100人も少なくなっています。この原因は何か分かりますか。

文化国際課長 吹きガラスの受講者のほうが伸びてきておりまして、受講者がどの講座を選ぶのかはその時々によるものと思っております。

東委員 年度の途中から、受講の受付をやめたなどといったことはなかったのですか。

文化国際課長 特にそういうわけではありません。

東委員 前年に比べて他の事業の数値が伸びている中で、この事業だけ落ち込みが大きかったのが気になりました。
議案書81ページの令和5年度事業計画では、具体的にキルンワークの事業は載っていないのですが、今年度も継続されているのですか。

文化国際課長 継続しております。

鋪田委員 公益財団法人富山市民文化事業団について質問いたします。
令和3年度は一部公演で入場者数を制限することがあったと思うのですが、令和4年度はほぼ制限がない状態で公演が実施されたと。私は毎月、毎週のように観覧しに行って、本当に楽しい1年間を過ごさせていただきました。先日のミュージカル「ファインディング・ネバーランド」も全公演満席ということで、非常にすばらしい公演でしたが、観客数はコロナ禍前の令和元年度の水準に戻ってきているのでしょうか。

文化国際課長 市民文化振興事業における入場者数につきましては、令和4年度は5万2,636人、令和元年度は4万

4, 212人ということで、コロナ禍前よりも増加しております。

鋪田委員 大ホール稼働率が84.3%となっておりますが、かつてこのような業界に勤めていた経験から言いますと、稼働率が上がると舞台のメンテナンスが非常に大事になります。令和4年度から令和5年度にかけて、そのような課題について公益財団法人富山市民文化事業団から何か報告は受けていますか。

文化国際課長 オーバード・ホールの修繕につきましては、長期保全計画に基づき順次行っているところですが、令和8年度にオーバード・ホールの大ホールが開館30周年を迎えるということもあり、舞台設備等に少し劣化があるという話を聞いているところでございます。

鋪田委員 しっかりと計画的に取り組んでいただき、設備を急に稼働させたときにはいろいろとトラブルが起きやすいので、また注意していただければと思います。オーバード・ホールの大ホールを使った公演が非常に活況を呈してきている一方で、前から申し上げているように、アウトリーチも非常に重要です。アウトリーチの企画もたくさん実施されていることは非常によかったと思っておりますが、事業計画は単年度でつくられると思います。そこで、公益財団法人富山市民文化事業団の中で3年や5年ぐらいのビジョンを持って事業計画をつくっていらっしゃるのか、もし分かれば教えていただきたいです。もしそのようなものがないのであれば、ビジョンも策定されてはどうかという意見を、公益財団法人富山市民文化事業団にお伝えいただきたいと思っております。

文化国際課長 アウトリーチの事業といたしましては、普及事業の中でウィークエンド・コンサートやジョイフルコンサートなどを行っていますが、出演者等とも協議をしながら、毎年、随時決定しているところでございます。今後、将来的なビジョンなどについては、公

益財団法人富山市民文化事業団と一緒に検討していきたいと思っています。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。

次に、企画管理部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

鋪田委員 先日、富山市で写真などのアーカイブは保存されていますかという問合せをいただきました。10年ぐらい前に、写真家協会の役員の方から富山市で写真美術館を造ったらどうかという御提案をいただいたことがあるのですが、富山駅路面電車南北接続事業のときに展示された富山市復興の写真パネルや、富山市民感謝と誓いのつどいで展示された写真、シティブロモーションで作成している動画など、画像や資料をたくさん収集されていると思います。

例えば富山駅路面電車南北接続事業に関するものであれば活力都市創造部、治水事業でしたら建設部がその写真を持っているかもしれません。多分、富山市ではアーカイブの体系的な管理はされていないと思うのですが、今回問合せをくださった方が写真を探し求めて、富山市で一番古い歴史のある写真館に尋ねたところ、先代が管理していたはずだけれども、倉庫のどこに何があるのか分からないということでした。市の各部署に分かれている写真アーカイブだけではなくて、民間で保有されている貴重なアーカイブも失われていく可能性があることを危惧しています。今後、誰が音頭を取るのがいいのかわかりませんが、写真のアーカイブ化について、そろそろ計画を立てていく必要があると考えているところでありますが、部長の見解をお伺いしたいと思

ます。

企画管理部長 写真のアーカイブ化—現代で言うところのデジタルアーカイブ化になると思いますが、民間であれば新聞社が明治時代から昭和時代のまちの風景を写真集にしていっしょったり、テレビ局が昔の記録映像や写真をしっかりと管理されていたりするわけであり、私もいろいろと調べてみましたところ、富山市の広報課であれば、「広報とやま」の表紙や取材の写真はある程度管理していますが、昭和時代のものはフィルムで管理しているため、どうしても破損や紛失しているものもあり、現状では保存や管理がしっかりとできていない状況であります。

3年前の富山駅路面電車南北接続事業の開業イベントで、富山市の100年のまちづくりの姿を写真で展示しました。写真は郷土博物館に多少ありましたが、富山市のものだけでは数が足りなかったため、マスコミの皆さんや一般の方からも公募させていただいて、写真をお借りし、パネル展示をしたところ、です。

それから、企画管理部では、平成28年度にとやまビフォーアフターフォトプロジェクトという企画を実施しています。まちづくりの変化と成果を見ていただくために、一般の方から特定の場所の変遷が分かるような写真を募集して、郷土博物館などが収蔵している写真と併せてホームページで公開しました。この写真は現在もホームページで御覧いただけるようになっています。

あと、各課でもそれぞれの事業の実施に伴って、組織的に用いるものとして職務上作成した、いわゆる公文書として扱う図書や写真が幾つか残っているのではないかと思います。正直に申し上げて実態把握はしていない状況です。

やはり写真に限らず、いろいろな資料やデータのアーカイブ化は、文化の継承や発展のみならず、それを二次利用することによって、観光面や教育面における効果も大きいと思います。他都市の状況などもしっかりと調査をさせていただきまして、富山市と

してもどのようなことが可能なのか、今後調査・研究をさせていただきたいと考えているところでございます。

鋪田委員 まちの風景のみならず、例えば一大プロジェクトだった松川雨水貯留施設整備事業や呉羽丘陵フットパス連絡橋整備などの公共施設の工事も含め、その記録のアーカイブ化をぜひ検討していただければと思います。

赤星委員 婦中ふれあい館について聞きたいのですけれども、昨年の秋に2階のトイレを利用しましたが、女性用トイレには洋式が1か所しかありませんでした。今、いろいろな公共施設でトイレの洋式化を進めたり、トイレの数を増やしたりしておられますが、婦中ふれあい館のトイレは今現在もそのままなのでしょうか。

婦中ふれあい館長 今現在は昨年から変わっておりませんが、今年度中に改修したいと思っております。

赤星委員 それを聞いて安心しました。
工事の開始と完成はいつ頃ですか。

婦中ふれあい館長 今年の秋に工事を開始し、冬までには完成させたいと思っております。

赤星委員 期待しておりますので頑張ってください。
今年の3月定例会において、今年度、富山外国語専門学校の在り方を検討するという答弁があったと思うのですが、今現在はどのような検討を行っていますか。

富山外国語専門学校事務長 現在、富山外国語専門学校の在り方検討に係る懇話会を設置したところでございまして、開催に向けて準備を進めているところでございます。

赤星委員 懇話会のメンバーはどのような方々ですか。

富山外国語専門 富山外国語専門学校の在り方について有意義な御意見
学校事務長 見をいただける方ということで、経済界、学会、学
校教育、社会教育といった各方面の方々から委員に
就任していただく予定となっております。

赤星委員 予定ということは、まだ委嘱していないということ
ですか。

富山外国語専門 既に就任の依頼をしているところでございます。
学校事務長

赤星委員 今後の検討のスケジュールと、検討の内容について
お聞かせください。

富山外国語専門 委員の方々からの御提言を踏まえた報告書を年度内
学校事務長 にまとめることをめどとしまして、年度内に数回会
議を開催する予定としております。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。
以上で、総務文教委員会企画管理部所管分を終了いた
します。

午前 11 時 44 分 休憩

~~~~~

午前 11 時 46 分 再開

委員長 総務文教委員会防災危機管理部所管分の議案の審査  
を行います。  
議案第 100 号 工事請負契約締結の件（防災拠点  
施設新築工事）  
を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

防災危機管理課長 〔議案書及び議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

赤星委員 この防災拠点施設のデザインは決まっているのでしょうか。

防災危機管理課長 仕様は全般にわたって決定しております。

赤星委員 この設置場所にあった小学校が木造のとてもいい雰囲気  
の建物で、閉校後、公民館としても使われていまして、  
その中でお話しさせていただいたことがありました。  
村や集落の記憶としてあった景観に少しでも配慮して  
いただくことは可能なのかと思い、お聞きしました。

防災危機管理部長 ここには西番小学校が建っていまして、閉校後、西  
番公民館として使われておりました。  
西番町内会から、耐震性が低いということで、建て  
直したいという話がありました。ただ、富山市として町  
内会の自治公民館を建て直すということではでき  
ないものですから、お断りしたという経緯があった  
そうです。  
富山市で買ってもらえないかという話も出ましたが、  
それはできないと。いろいろと話しているときに、  
東部地区には防災拠点の倉庫がないということで、  
当時は建設部でしたが、防災対策課が防災倉庫を造  
ることになりました。  
防災拠点の倉庫ということになりますと、木造には  
できませんので、町内の避難場所ともなり得る、耐  
震性がきちんとした建物ということで、デザインに  
までは配慮できない形になっております。

赤星委員 ちょっと残念に思うのですがけれども、あまりにも殺  
風景なものになっては困るなと思いますので、何か  
可能なことがあれば配慮いただきたいです。

防災危機管理部長 検討できるところは検討し、できる限りのことはや  
りたいと思いますけれども、それは要望として受け  
止めておきます。

東委員 防災倉庫機能を有した新たな防災拠点ということで、

災害に備えてしっかりとこのようなものを造っていくことは重要だと思っております。

今回、予定価格が約1億5,000万円ほどの大規模な事業ですが、その積算の根拠をお持ちでしたらお聞かください。

防災危機管理課長 予定価格の内訳を説明させていただきます。設計ベースで、かつ、共通費につきましては建築工事、電気設備工事、機械設備工事で案分してお示しします。工事の大半が建築工事でございます、1億3,300万円余り、電気設備工事としましては800万円余り、機械設備工事としまして1,300万円余りとなっております。

東委員 建物自体にお金がかかるということですね。議案説明資料1ページの工事概要の中で食料の備蓄と書かれておりますが、約何日分の食料を備蓄しようと考えていますか。

防災危機管理課長 既存の備蓄倉庫における備蓄状況をベースに試算した場合のイメージとして捉えていただきたいと思いますが、例えば御飯やクラッカー、パンの類については約800人分を3日間分、飲料水につきましては約100人分を3日間分、それから、計画的に備蓄を進めております毛布などにつきましては、2,100枚分備蓄できることとしております。あくまでも試算上のこととして御認識いただければと思います。

東委員 どれくらいの量なのか、なかなか想像がつかないのですけれども、それなりに備蓄スペースも確保しなければならぬだろうという察しはつきます。現在、市内に備蓄スペースはほかにも幾つかあると思うのですけれども、どこに何か所ぐらいあるのかお聞かせください。

防災危機管理課長 備蓄スペースということですので、備蓄倉庫についてお答えします。

本庁舎や消防局、小学校など、市内に28か所ございます。

東委員 それだけで十分なのかはなかなか分からないのですが、今後、市民が安心・安全に暮らせるように、防災拠点となる場所を新築や改築する計画は立っているのでしょうか。

防災危機管理課長 今後も、多様化し増加していくことが予想される災害用物資を計画的に備蓄し、災害発生時に迅速に配送できるように、備蓄スペースを計画的に確保していきたいとは考えていますが、現時点では市として具体的に意思決定した計画はございません。

東委員 地域からいろいろと要望が出ることもあるかと思いますが、場所が少ないということでしたら、また迅速に進めていただきたいと思います。

柞山委員 この防災拠点施設ですが、かねてからの地域の要望の中から、いい着地点を見つけられたという感想です。  
防災物品の倉庫ということでもありますが、今回建設する場所は、ハザードマップでは浸水地域となっています。防災拠点施設は防災倉庫機能だけでなく、災害時の避難場所としての機能も有するということですが、浸水対策を行っていますか。

防災危機管理課長 洪水時の浸水を防ぐために、高さ約80センチメートルの盛り土を施すこととしており、万が一の際においても、備蓄物資の供給拠点としての機能を発揮できるものと考えています。

柞山委員 ハザードマップでは、この場所の浸水想定は何メートルになっていますか。

防災危機管理課長 当該施設建設予定地の浸水想定が0.88メートルとなっております。

柞山委員 土盛りして基礎があるから、それでよしとして、とにかく有効に利用してください。立派なものを建てていただきたいと思います。

委員長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第100号の討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。  
これより、議案第100号を採決いたします。  
本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。  
よって、本案件は原案可決されました。  
以上で、総務文教委員会防災危機管理部所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、防災危機管理部所管分で、ただいまの議案以外に何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、総務文教委員会防災危機管理部所管分を終了いたします。  
暫時休憩いたします。

午後0時00分 休憩

~~~~~

午後2時07分 再開

委員長 総務文教委員会教育委員会所管分の議案の審査を行います。

議案第87号 富山市立図書館条例の一部を改正する条例制定の件、
議案第101号 工事請負契約締結の件（山室中学校第2体育館解体工事）、
議案第102号 工事請負契約締結の件（上滝中学校体育館改築主体工事）、
議案第104号 特定事業契約締結の件（（仮称）水橋地区義務教育学校整備事業）、
以上4件を一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

図書館長 〔議案第87号について、
議案説明資料により説明〕

学校施設課長 〔議案第101号について、
議案第102号について、
議案説明資料により説明〕

学校再編推進課長 〔議案第104号について、
議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

柞山委員 上滝中学校体育館改築主体工事について、面積が大きいうように感じますが、これは普通なのでしょうか。

学校施設課長 大きさにつきましては、本市では基本的に国の必要面積に合わせて造るのですが、実際のところ、それを少し上回っております。
上滝中学校につきましてはもともと1,300平米ほどで、本来の国の必要面積は1,138平米でしたので、20%ほどオーバーしていました。今回につきましては、武道館部分を除きますと1,786平米ほどありますので、大分大きくなっております。
なぜこうなったのかと言いますと、器具庫や部活動の部室などを造ってほしいという要望はたくさんあったのですが、基本的には国の必要面積に合わせる

ことで、ずっと希望をかなえられない状態でした。令和3年に速星中学校を建築した際、国の必要面積基準ですと全校集会を開けないレベルでしたので、そのときは面積が大きくオーバーしました。速星中学校よりは小さくするということにしましたが、結果として元のものよりはだいぶ大きくなっております。

柞山委員 議案説明資料11ページの図の左上に市立社会体育館とあるのですが、この施設との関連性は全くないのですか。

学校施設課長 市立社会体育館が近々耐震改修工事に入りますので、その間、地域の方に上滝中学校の新しい体育館を使っていたことはあると思いますが、それが直接の原因ではなくて、実は、山室中学校の体育館も少し大きくなっております。速星中学校と比べると山室中学校は小さく、上滝中学校はそれよりももっと小さくしているのですが、全体的に基準となる大きさが大きくなっております。ただ、今後、新築ではなくて長寿命化していくことになりますので、しばらくは改築はないと思うのですが、もし仮にあった場合は、市としてどちらでやっていくべきなのか一国の基準を超えると市の負担がそれだけ増えますので一どうしたらいいのかは、その段階で検討が必要であると考えております。

東委員 水橋地区義務教育学校整備事業について、契約の相手方は、SPCのセブンプライド株式会社で、日本海建興株式会社等の7社から成る会社ということでございました。本市に本社がある会社がメインになることは喜ばしいことだと思いますが、ほかの6社も市内の企業でしょうか。

学校再編推進課長 構成企業の7社全てが市内に本社を有する企業となっております。

- 東委員 日本海建興株式会社がメインの役割を担って、統括していくと考えてよろしいのですか。
- 学校再編推進課長 日本海建興株式会社が代表企業という形で、統括管理業務も担っていかれることになります。
- 東委員 大変な事業ですが、しっかりと連携して予定どおりに進むように、市としても協力してください。
- 赤星委員 水橋学園の校舎につきましては残念ながら給食室がないということですが、水橋漁港で取れたホタルイカの天ぷらや空揚げを小学校の給食で毎年出してきたため、それは継続してほしいし、中学生にも食べさせてほしいという要望が地元の自治振興会長からあったと聞いております。
この学校の中で、例えば家庭科の調理実習のできる部屋など、調理ができる機能はあるのでしょうか。
- 学校再編推進課長 これから設計しますが、ランチルームに隣接する形で調理室を配置いたします。これは、災害があったときに炊き出し等を可能にするために配置するものです。調理台は生徒用で8台、教師用で1台の計9台を配置しておりますので、給食を作るのかどうかは別として、機能はあるということになっております。
- 金厚委員 セブンプライド株式会社は7社から成る特別目的会社で、日本海建興株式会社がそのメイン企業だとお聞きしました。その契約金額は97億円余りですが、体育館の解体の費用や、県が負担する分も含んだ金額ですから、その金額にはこだわらないのですけれども、7社によるSPCで設計も全部行くと。設計も何も決まっていないのに、どうしてこの金額になったのかお聞きします。
- 学校再編推進課長 PFI事業においては、提案時点で応募者であるグループ体により仮の設計が一旦行われております。ただ、基本的には、この事業契約締結後に正式にも

う一度、基本設計と実施設計が行われるという仕組みになっております。

金厚委員 そうであれば、今から設計して見積りを出すと。例えば今、新聞でも報道されています県の武道館やテクノドームなどは、値段がものすごく上がっています。今の時点で建築施設設備費に75億円余りという金額が出ているけれども、これ以上にまだ上振れする可能性もあるということですか。

学校再編推進課長 基本的に、今回の契約金額がそのまま最終的なものとなると考えています。ただ、契約の中で一部例外がございまして、1つには物価変動です。提案時点と引渡し時点での物価変動による差に応じて、増減の補正が行われる可能性がございまして。あともう1つは、提案時点と引渡し時点での金利変動を加味する契約内容になっております。

金厚委員 今ほどの説明を聞きますと、理屈は理解できますが、物価がすごく上がっている状況で、ものすごく上振れする可能性もゼロではないし、金利もどうなるのか分からないと。いろいろな諸問題を抱えているのだけれども、7社で組んだSPCが選ばれた理由は何でしょうか。デザインで決めたとか、階段教室がよくて決めたなどの理由はありますか。

学校再編推進課長 今回の提案につきましては、基本的には外部の有識者3名、あと内部の職員が2名加わった計5名の事業者選定委員会で選定をされております。大枠としまして、7割が提案点で、意匠や内部的な機能の内容です。あとの3割が価格点で、提案金額を加味して、総合的にセブンプライド株式会社さんが最高点を取られたという形になっております。

金厚委員 非常に分かりやすい説明だけれども、極端な話、値段が一番安いところで決まったのではないかという

うわさも入ってきています。例えばデザインでこれが優れていた、構造上これが優れていたなど、理由があるのであればそれを申し伝えていかないと、一般市民は金額が上振れした場合どうするのかと心配になるのではないかと思いますので、それだけちょっと気をつけてください。

赤星委員 芝園小・中学校などのPFIで建設した学校は、ちょっと変わったデザインや仕様になっていて、壊れた場合に修繕が難しいという問題が出ていると過去の本会議で聞いた記憶があるのですが、今回業者を選定するに当たって、そうした面への配慮はどのようにされたのでしょうか。

学校再編推進課長 今回の事業では、芝園小・中学校のときの反省を踏まえて、なるべく汎用性の高い部材を使うように要求水準書の中で規定をしております。
今回、センプライド株式会社もそのようなところに配慮されていて、なるべく汎用性が高く、特に市内、県内で手に入るような部材を多く使うことで、最終的な価格の低下にもつながっているということです。

赤星委員 センプライド株式会社の7社の内訳をお聞かせください。

学校再編推進課長 代表企業は日本海建興株式会社で、主に統括管理業務、建設業務、解体業務等を担うことになっております。
構成企業1社目は株式会社三四五建築研究所で、主に設計業務を担われます。
構成企業2社目は株式会社福見建築設計事務所で、主に工事監理業務を担われます。
構成企業3社目は石坂建設株式会社で、主に建設業務を担われます。
構成企業4社目は近藤建設株式会社で、こちらも主に建設業務を担われます。
構成企業5社目は富山総合ビルセンター株式会社で、

主に維持管理業務を担われることになっております。
最後に協力企業の株式会社善重建で、主に什器備品
調達や引っ越し業務などを担当されることになって
おります。
合計で7社となっております。

委員長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑
を終結いたします。
これより、議案第87号、議案第101号、議案第
102号、議案第104号、以上4件を一括して討
論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第87号、議案第101号、議案第
102号、議案第104号、以上4件を一括して採
決いたします。
各案件は、原案のとおり決することに御異議ありま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって、各案件は原案可決されました。
以上で、教育委員会所管分の議案の審査を終了いた
します。
次に、報告案件として提出されている
報告第10号 専決処分報告の件（損害賠償請求に
係る和解の件）中、専決第19号、
報告第30号 経営状況報告の件（公益財団法人富
山市学校給食会）、
以上2件を一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

図書館長 〔報告第10号について、
議案書により説明〕

- 学校保健課長 〔報告30号について、
議案書により説明〕
- 委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。
- 赤星委員 議案書108ページの令和4年度事業報告の(2)
事業実績ですけれども、前年度よりも食数が減少した
のは、子どもの数が減ったからですか。
- 学校保健課長 お見込みのとおりです。
- 赤星委員 議案書104ページの令和5年度予算のⅠ一般正味
財産増減の部の経常増減の部(1)経常収益③事業
収益が19億円余りありますけれども、これは主に
給食費ということですか。
- 学校保健課長 概ねそのとおりとなります。
- 赤星委員 今定例会で国に対して学校給食費の無償化を求め
る意見書が議員提出議案で提出される予定ですが、
富山市の学校給食を無償化する場合に必要な費用は
大体18億円ぐらいと聞いているのですが、それで
よろしいでしょうか。
- 学校保健課長 令和4年度の実績から算出しますと、お見
込みのとおりとなります。
- 赤星委員 この事業収益の19億円余りの中には、保護者
からお預かりしている給食費のほかに内訳としてど
のようなものがありますか。
- 学校保健課長 基本的にはほぼ給食費となっております。
- 委員長 ほかにないようですので、これをもって質疑を
終結いたします。
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不
要のものです。

次に、
個人情報の紛失について、
当局の報告を求めます。

学校教育課長 〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

赤星委員 委員会資料1ページの(1)富山市立水橋中学校の事案ですが、机の上に男子の災害用生徒引渡しカードが裏返して置いてあったということですが、誰がどうしてここに置いたのかということも分かっていないのですか。

学校教育課長 学校内で調査いたしましたが、それについては不明でございます。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。
次に、教育委員会所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

赤星委員 北部中学校でのいじめ自殺問題については、その後のようになっているのかお聞かせください。

学校教育課長 現在、設置されました調査組織で調査を継続中でございます。

赤星委員 それ以外にお話しできることはないということですか。

学校教育課長 調査に差し障るということで、こちら調査委員からは聞いていない状況でございます。

赤星委員 調査はいつ頃までかかる見込みですか。

学校教育課長 調査委員からは、いつまでかかるのか検討しているということだけは聞いております。

赤星委員 生徒の貴い命が失われたのですから、今回、何も聞かなければ報告もないということは非常に残念だと思っております。随時、報告をお願いしたいと思っております。

学校教育課長 対応したいと思えます。

鋪田委員 この6月定例会で、富山市議会だけではなくて、他の議会でも部活動の地域移行について質問がありました。実態として、地域のスポーツ団体等が中学校を学校開放で利用されていて、その利用の調整がどうしても必要になってくると思います。例えば1つの中学校区に複数の小学校がある場合、本来はそれぞれで連携をするべきところですが、競技によっては小学校では活動ができない—例えばバスケットボールだと、ゴールの都合で活動ができない—逆に、地域で活動している人たちは小学校でも十分活動ができるということも考えられます。そのような利用調整をする、開放している学校同士の連携の場が必要になってくるかと思うのです。
地域のことになると市民生活部の所管になったり、教育委員会の所管になったりと、すみ分けもある中で、スタートとしては学校部活動の地域移行ということですので、教育委員会が関わりながら利用調整や今回の実証事業を進める必要があるのではないかと思っておりますが、何か見解はございますか。

学校教育課長 部活動の活動場所の調整等については、部活動コーディネーターの配置もありますので、ぜひコーディネートをするという立場で行っていただきたいと思っております。
所管については、当然、教育委員会が関係団体等と連携を図って取り組んでいきたいと考えております。

鋪田委員 今、それぞれの学校でコミュニティスクールということで、学校運営協議会を立ち上げているわけですが、中学校の場合は広域的になってきますので、小学校区の地域のスポーツ団体で活動されている方の

理解もいただく必要があります。現在のところ学校運営協議会はそこには関与されていないと思うので、現場にいる者としては、この実証事業も踏まえて、やはり学校運営協議会もこの問題について関わっていく必要があるのではないかという感覚があるのですが、どのような見解をお持ちでしょうか。

学校教育課長 今回の実証事業の中で、そのようなことについても調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

鋪田委員 日本体育協会が日本スポーツ協会に名前を変えたのは、これまでの学校体育の訓練としての体育から、全ての国民がスポーツを楽しむ社会をつくっていくということが大きな目的でした。私も当時の鈴木スポーツ庁長官と懇談する機会をいただいて、その話もよく伺っていました。

先ほどの分科会で、苦しい部活動という話もありましたが、例えばバドミントンやバスケットボール、陸上というスポーツに子どもたちが初めて接するのが部活動でもあり、まさしく訓練の体育よりも、スポーツを楽しむ最初のきっかけが中学校でのスポーツ体験だと考えています。教育委員会としては教員の働き方改革が1つの大きな要因ではあるかと思いますが、この部活動の地域移行を通じて、日本のスポーツの在り方そのものを変えていくいいきっかけになると思うのです。

もしかしたら、何を大げさなことを言っているのだと言われる方もいらっしゃると思うのですが、例えば、学校開放に関わっているいろいろなサークルの方たちもそのような当事者になり得るのだということ伝えていくこともすごく大事なことだと思います。そのことが伝わっていかなければ、地域移行というものは何年かけても成功することはないと思っています。

ですから、私自身も去年から中学校の部活動の一環としてチームで受入れをしているのですがけれども、教育委員会と所管する担当とで連携しながら、大きなビジョンもちゃんと描きながら進めていかなけれ

ばならないと思います。そうでないと、学校の教員の働き方改革のために自分たちはこのようなことをさせられるのか、という誤解を招くこともあるかと思えます。

そうではなくて、今後、スポーツで社会を変えていきましょうという運動の一環なのだというメッセージを発していく必要があると思っていますが、その点について何か御所見があればお聞かせいただきたいです。

教育委員会事務局長

非常に大きなテーマである、スポーツを通して社会の変革、社会のありようを変えていくタイミングではないかというお話でありました。

国民が健康でよりよい生活が送れるということには、誰も反対するものではないでしょうし、そうあるべきだろうと私も思っています。

そうした中で、教育委員会の役割としてどこまでできるのかということは、当然分かれ目がありつつも、基礎自治体としましては、市民のスポーツに直結する市民生活部という部局もございます。

ですから、今回の部活動の地域移行に関しましても、昨年度の段階から市民生活部にも関わっていただきながら取り組んできた経緯もございますし、さらには、コミュニティスクールの皆様方にも当然お力添えを賜らなければいけないと思いますので、そのようなことも肝に銘じ、その視野も持ちながら取り組んでいくように努めてまいりたいと思います。

赤星委員

就学援助について、富山市の就学援助制度の対象となる方は前年1月から12月の家族全員の総所得額が生活保護基準額の1.2倍未満の世帯ということで、今、手元に令和4年度の就学援助認定の申請書があります。

記載例に、今度小学校に入るお子さんが令和3年12月31日現在で5歳とあります。

1.2倍未満の算定の基となる生活保護基準額は、5歳と6歳で大きく違います。例えば、3歳から5歳ですと2級地-1で、基準額2万5,030円、

6歳から11歳で基準額3万2,350円となりまして、月額で7,320円も違います。これに1.2を掛けてさらに12か月分にしますと、年間10万5,408円も違ってくると。

小学生はみんな6歳からなっているはずなのに、何で5歳で算定しているのでしょうか。

学校教育課長 御指摘のとおり、富山市の場合、認定に関わる家族の年齢については、前年度の12月31日を基準日にしております。ですので、対象児が新入学学用品の支給の認定等に至る場合は、4歳もしくは5歳として算定していることになっているのですが、この点につきましては、多くの市町村と同様となっておりますので、他市町村の状況についても、今後調査・研究してまいりたいと思っております。

赤星委員 現在、県内では滑川市だけが申請時に6歳で算出していることから、やればできるはずなので、ぜひ見直していただきたいです。

この生活保護基準というものは、健康で文化的な最低限度の生活を送るために必要な金額の基準ということなので、ぜひ1.2倍未満の基準額は6歳で算定してほしいと思います。

学校教育課長 滑川市も含め、他市町村の状況について、今後調査・研究してまいりたいと思います。

赤星委員 天文台に代わる新しい天体観測施設について、本会議の一般質問で吉田議員が質問いたしましたので、それに対する答弁で少し気になる部分がありましたのでお聞きします。教育委員会事務局長が国内の天文台による天体ショーの中継や、高感度ビデオカメラを使ったライブ映像の観察会などについて答弁されたと思うのですが、これはほかの天文台で観測しているものを中継するということですか。富山市から実際に見えている星や天体を観測する機能は持たせないということでしょうか。

科学博物館長 教育委員会事務局長が一般質問でお答えした内容につきましては、天体観察機能のふさわしい提供方法の一例としてお示ししたもので、そのままそれを行いますという意味でお答えしたものではありません。

天体観察機能につきましては、委員の皆様の助言をいただきながら、本市における望ましい天体観察機能の在り方を探ってまいりたいと考えているところでありまして、検討委員会でも御意見などをいただきながら、計画の策定を進めているところでございます。

赤星委員 昨年、富山県天文学会の方々が市長宛てに出された要望書を読ませていただいているのですけれども、やはり天文台の存在は大変重要で、子どもから大人まで、多くの方が宇宙への夢とロマンを感じ、新しいことが次々と解明されていく宇宙の面白さに触れることができましたとあります。また、気軽に質問できて、天文学の普及だけでなく、様々な知的好奇心を喚起してくれる施設でもありましたという、非常に貴重な御意見が書かれております。

こうした方々の意見をよく聞いて、天体観測機能がある施設を造っていただきたいと思いますが、どのように進めていくのでしょうか。

科学博物館長 現在は展示更新計画検討委員会を立ち上げまして、そちらの方の助言もいただきながら、他市の状況なども調査をしているところでございますので、そのような状況も勘案しながら、望ましい在り方を検討してまいりたいと考えております。

赤星委員 今おっしゃった展示更新計画検討委員会の中には、富山県天文学会の方は入っていますか。どのような方々で構成されているのですか。

科学博物館長 基本的には、博物館に特化したわけではございませんが、学識経験者の方などが入っておられます。

- 赤星委員 何度も要望書が出されておりますので、そのような意見もしっかりと取り入れていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。
- 教育委員会事務局長 昨年も富山県天文学会の方々が要望にいらっしゃって、まさに今、おっしゃったような趣旨の御説明と文書の内容でございました。
当然、天文に関する方々の御意見を承っているわけでありますから、そうしたことも念頭に置きながら、私ども行政職員には感じ得ない御意見等も専門の方々からいただきながら、望ましい施設の在り方を探ってまいりたいと考えております。
- 赤星委員 修学旅行について、旅先で病気やけがをした場合に、病院にかからなければならないかもしれないので、児童・生徒の健康保険証が必要だと思います。
現在、健康保険証はどのように持っているのか教えていただけますか。
- 学校教育課長 今年度修学旅行を実施している中学校におきましては、学校で健康保険証を集めることはしておりません。
持病等がある場合で、本人が持参する場合はあると聞いておりますが、学校で集めるということは聞いていない状況です。
あと、学校によっては本人に健康保険証の写しを持たせるといふ学校もあると聞いています。
- 赤星委員 政府は来年の秋にマイナンバーカードの導入による紙の健康保険証廃止の方針を崩していませんけれども、そうなった場合、本当に大変だと思うのです。
それについて政府からの通知等はあるのでしょうか。
- 学校教育課長 現在のところ何もございません。
- 委員長 ほかにはないようですので、この程度にとどめます。
以上で、総務文教委員会教育委員会所管分を終了いたします。

午後 2 時 5 8 分 休憩

~~~~~

午後 3 時 2 5 分 再開

委員長 総務文教委員会財務部所管分の議案の審査を行います。  
議案第 8 6 号 富山市市税条例の一部を改正する条例制定の件  
を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

納税課長 [議案概要書により説明]

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

赤星委員 富山市市税条例の一部改正のうち、議案概要書 2 ページの ( 1 ) 森林環境税の導入に伴う改正について伺います。  
この森林環境税の税率はどれだけで、1 人当たりの年額は幾らになりますか。議案書のどこかに載っているのでしょうか。

納税課長 議案書には載ってありませんが、森林環境税にしましては個人 1 人当たり年間 1, 0 0 0 円でございます。

赤星委員 この森林環境税で集められたお金が森林環境譲与税として自治体に交付されるということですが、令和元年度から前倒しで交付されてきたと聞いております。  
今までの富山市に対する交付額について教えてください。

財政課長 本市には、令和元年度は 3, 1 0 0 万円余り、令和 2 年度は 6, 7 0 0 万円余り、令和 3 年度は 6, 7 0 0 万円余り、令和 4 年度は 8, 7 0 0 万円余りが譲与されています。令和 5 年度は 8, 7 0 0 万円余

りが譲与されるものと見込みまして、当初予算に計上しております。

赤星委員 賦課徴収が開始される来年度はどうなりますか。

財政課長 富山市議会自由民主党の織田議員の一般質問で財務部長からもお答えいたしました。令和6年度は1億600万円余りと見込んでおります。

赤星委員 一方で、課税が始まりますと、富山市民が支払う森林環境税の合計は幾らになると考えられますか。

納税課長 令和4年度現在で、均等割を課税されている市民の人数は22万人余りとなっておりますので、それに1,000円を掛けた2億2,000万円余りと推定されております。

赤星委員 本来ならばその金額が富山市に譲与されてもおかしくないところですが、森林環境譲与税の交付の譲与基準が、都市部に有利になっています。私有林人工林の面積の割合が10分の5、林業就業者数の割合が10分の2、人口の割合が10分の3で案分されていて、森林のない都市にもたくさんお金が譲与されているという問題があると聞いております。これについて富山市はどのような見解をお持ちでしょうか。

財政課長 こちらはそもそも国の法律の関係でございます、2019年の衆議院の総務委員会でも同様のことが議論されております。政府によりますと、森林環境税については都市部の住民の方々も含めた国民全体の理解を得ていく必要があるということで、都市部においても実施される木材利用の促進や普及・啓発を対象としているところでございます。また、多くの自治体でも実施されております森林環境保全を目的とした超過課税につきましては、平均すれば概ね3割程度を森林整備以外の事業に充てて

いるということで、今回のスキームが決まったものと考えております。

赤星委員 この森林環境税は、減免措置などの取扱いはあるのでしょうか。

納税課長 国税のことなので、詳しい話は申し上げられないのですが、免除となる規定はあると聞いております。

委員長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第86号の討論に入ります。  
討論はありませんか。

赤星委員 私は、この議案第86号 富山市市税条例の一部を改正する条例制定の件のうち、個人市民税に森林環境税を賦課徴収する規定を設ける部分に反対です。その理由として、法定受託事務とはいえ、そもそも大本の法律の森林環境税や森林環境譲与税には大きな問題点があり、これを指摘しておきたいと思えます。  
まず、地球温暖化の一番の原因である二酸化炭素を大量に排出している大企業には負担がなく、国民には低所得であっても一律に課税するという点に問題があります。  
また、森林環境税は、地方自治体が新たに行う事務や事業の財源に充てるため、森林環境譲与税として2019年から自治体への交付が始まっていますが、交付基準の人口指標が林業従事者の割合よりも高くされたことで、私有林人工林がない都市部に多額に配分される場合があります。森林を有する自治体が体制整備や森林整備に活用できるように、交付基準を見直す必要があります。  
さらに、森林環境税は今年度末で期限切れとなる復興特別住民税の看板をかけ替えて取り続けるためのものであり、森林の吸収源対策や公益的機能を口実に、本来国や二酸化炭素を大量に排出する大企業が受けるべき負担を国民個人に押しつけるべきではな



いと考えます。

ただでさえ激しい物価高騰や電気料金の大幅値上げに苦しむ市民から、このような新たな税金を個人市民税に上乗せして徴収するやり方には賛成できません。

鋪田委員 富山市議会自由民主党から賛成の立場で討論させていただきます。

今ほど当局からも説明がありましたとおり、森林環境税の賦課・徴収は事務処理が義務化されている法定受託事務であり、地方税法の一部改正に伴って、新たに規定を設けなければならないものであります。この森林環境税については、今ほど国会での議論について一部御紹介もありましたけれども、制度について今後もいろいろと議論されていくことになるのだろうとは思いますが、法定受託事務であることを勘案し、森林資源や環境を守るために広く国民全体で負担し、それを広く交付するということでございますので、条例改正は適当なものと考えております。その考えに基づいて賛成討論としたいと思っております。

委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第86号を挙手により採決いたします。

本案件について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長 挙手多数であります。

よって、本案件は原案可決されました。

以上で、財務部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、報告案件として提出されている

報告第29号 経営状況報告の件（富山市土地開発公社）

を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

管財課長 〔議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

赤星委員 議案書101ページの令和4年度事業報告ですが、  
（1）用地取得（ア）その他の公有用地で取得した  
用地はどのように使う予定の土地でしょうか。

管財課長 こちらの用地につきましては、市道水橋伊勢屋肘崎  
線の、いわゆる市道用地となっております。

赤星委員 （2）用地処分の（イ）公園用地はどこですか。

管財課長 こちらにつきましては1事業で、呉羽丘陵フットパ  
ス連絡橋整備事業の1件となっております。

赤星委員 旧富山観光ホテルの跡地を3回に分けて買ったうち  
の3回目ということでしょうか。

財務部長 今回買った部分は、建物の跡地ではなく、少しずれ  
たところになりますけれども、3回に分けて買った  
うちの最後の部分になります。

委員長 ほかにないようですので、これをもって質疑を終結  
いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不  
要のものです。  
次に、財務部所管分で、議案及びただいまの報告以  
外に何か質問はありませんか。

赤星委員 本庁舎のことですけれども、市役所に来られた市民  
の方がエレベーターで地下駐車場から議会棟玄関に

上がってこられて、ここはどこへ出たのだと迷っていらっしゃるのをよく目にするのです。どちらへおいでですかとお声がけして、案内してあげたりもするのですけれども、何か分かりやすい案内板のようなものを設置できないのでしょうか。

管財課長 以前からそのような方がいらっしゃることを管財課でも把握しておりまして、地下1階と地下2階の公用車駐車場から議会棟のエレベーターホールに入る扉に、市民の方がよく行かれる窓口や展望塔などは中央エレベーターで、こちらにありますという絵で描いたものは貼り付けてあります。ただ、今もそのような方がいらっしゃるということであれば、また今後、表現方法など改善できることがあれば検討していきたいと思っています。

赤星委員 すごくよくいらっしゃるので、ぜひお願いしたいと思います。本庁舎の西館のトイレを洋式化する工事の案内が出ていましたけれども、その進捗状況はどうなっているのでしょうか。

管財課長 昨年度の9月補正で西館の1階から8階までの男女各1か所、合わせて16か所のトイレの洋式化を行いまして、今現在、男性用が41か所のうち28か所、率にして大体68%、女性用が59か所のうち46か所、78%が洋式化しております。

赤星委員 以前から、東館のトイレも洋式化してほしいとお願ひしているのですけれども、その見通しはありますか。

管財課長 本庁舎を使用される方の中には、洋式トイレを好まれる方や和式トイレを好まれる方など様々いらっしゃるということで、今現在は東館の各階に和式トイレを1つずつ残しております。議会棟につきましても、傍聴者等いろいろな方が来られるものですから、議会棟のトイレも1つずつ和

式を残している状態でございます。

今後の洋式化につきましては、いろいろな方の御意見を伺いますとともに、老朽化の状況なども踏まえながら、今後検討していきたいと思っております。

赤星委員

実は今、女性用の個室トイレが圧倒的に足りないという研究結果があるそうです。やはりどこへ行きましても、例えば富山県民会館にしても、演劇の休憩時間には女性トイレにもものすごく多くの方が並びます。やはり女性は個室トイレで、男性の方よりもいろいろな所作が多いのです。

特に議会棟で働く事務局の職員も女性が多いですし、個室そのものも足りないと思っているぐらいです。ですから、議会棟のトイレの洋式化を早めに進めていただきたいですし、構造上難しいかもしれませんが、女性用のトイレの個室も増やせないものかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

管財課長

今ほどの御意見を伺いながら、老朽化のタイミングや更新の時期を含めて、またトイレの洋式化等を検討していきたいと思っております。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。以上で、総務文教委員会財務部所管分を終了いたします。

財務部の皆さんは退室願います。

〔財務部退室〕

委員長

これで、6月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。

次に、委員会視察についてであります。  
お手元に配付の資料に沿って協議を進めたいと思います。

まず視察日程につきましては、皆さんに事前にお知らせしておりましたとおり、8月8日（火曜日）から10日（木曜日）の2泊3日の行程で行いたいと思います。

次に、視察先及び視察目的につきましては、京都市においては不登校特例校（洛風中学校・洛友中学校）の設置について、東広島市においては「Town & Gown」を核とした次世代学園都市の実現について、加古川市においては市民参加型合意形成プラットフォーム「Decidim」の導入についてであります。

また、視察に当たっては、委員会視察の実施における留意事項を遵守の上、実施したいと考えております。

これらのことを踏まえ、視察を実施することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

この後、議長に対し委員派遣承認要求書を提出し、承認を得ることといたします。

また、3日間の行程の詳細については正・副委員長に御一任いただき、詳細な視察行程が決定いたしましたら、委員各位へ速やかに御案内したいと思います。

これをもって、令和5年6月定例会の総務文教委員会を閉会いたします。

令和5年6月定例会  
総務文教委員会記録署名

委員長 松井邦人

署名委員 松尾 茂

署名委員 鋪田博紀